【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年４月26日
【会社名】	株式会社ネオジャパン
【英訳名】	NEOJAPAN Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　齋藤　晶議（戸籍名：齊藤　章浩）
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号 横浜ランドマークタワー10階
【電話番号】	045－640－5917
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務担当　管理部部長　常盤　誠
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号 横浜ランドマークタワー10階
【電話番号】	045－640－5917
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務担当　管理部部長　常盤　誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2022年４月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年４月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金14円　　総額208,720,078円

ロ　効力発生日

2022年４月27日

第２号議案　定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） １　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第14条（電子提供措置等） １　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	附　則 第１条（電子提供措置等に関する経過措置） １　変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずる。 ２　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ３　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれかの遅い日後に削除する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	122,722	210	－	(注) １	可決　99.83
第２号議案 定款一部変更の件	122,723	210	－	(注) ２	可決　99.83

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。